

第3章 基本計画

第3章 基本計画

基本計画では、5つの基本政策を実現するための基本施策・施策の概要・目標数値などを整理しています。

なお、第2期長期総合計画における留意事項は、次のとおりです。

1 重点施策の取り扱い

第1期長期総合計画では、分野を横断する施策または重点的に取り組む施策を重点戦略プロジェクトとしていましたが、第2期長期総合計画では、こうした取り扱いは行っていません。

対象期間における重点施策は、基本構想に掲げた理念や将来像、長期ビジョンや基本政策のほか、当該基本計画に記載した施策に沿い、別途、対象期間を付した計画を策定し、重点的・優先的に取り組みます。

【重点施策を示した計画の例】

第2期庄原いちばん基本計画(平成27[2015]年度～平成28[2016]年度)

比婆いざなみ街道物語(北部資源活用計画・平成28[2016]年度～平成37[2025]年度)

2 計画行政の推進

第1期長期総合計画の対象期間中に策定した分野別の個別計画については、行政の継続性を踏まえ継承します。

また、本市においては、各施策の目的や方針、目標などを明示し、市民との意識共有を図るとともに、計画行政を推進する視点から長期総合計画を上位計画とする分野別個別計画の策定を基本とし、対象期間の終了時には、原則、更新計画を策定します。

第1節 “絆”が実感できるまち(自治・協働・定住)

1 自治・協働の推進

■ 施策の方向性

過疎化、少子・高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの機能低下や連帯意識の希薄化を含めた中山間地域の課題が顕在化する中、行政のみでは地域社会の維持、複雑化する市民ニーズへの対応は困難となっていることから、まちづくり基本条例に基づき、市民の参画と協働によるまちづくりを推進します。

特に自治振興区においては、地域コミュニティの醸成や多様なまちづくり活動が実践・展開されており、引き続き自主的かつ自立した運営を支援します。

また、参画と協働のまちづくりには、行政と市民が情報を共有し、同じ意識をもって考え、行動する必要があることから、多様な広聴機会を設けて市民の声を聴くとともに、広報紙・ホームページ・告知放送などを介した即時性の高い情報発信に努めます。

(1) 住民自治活動の促進

① 住民自治組織との協働

まちづくり基本条例に示す役割と責務により、行政運営のパートナーである住民自治組織(自治振興区・自治会など)と、協働のまちづくりを進めます。

② 自治振興区への支援

組織運営をはじめ、地域課題の解決や地域づくり活動など、自治振興区の主体的な取り組みを支援します。

③ 地域リーダーの育成

地域のリーダーや人材の育成、地域活動の促進に向け、研修機会の確保・提供に努めます。

(2) 市民活動の促進

まちづくり団体、NPO、ボランティアなど、公益的な市民団体を育成するとともに、多様な主体によるまちづくり活動を支援します。

(3) 情報共有の推進

① 情報公開への適切な対応

市民の知る権利を保護するとともに行政運営に対する理解と関心を高めるため、情報公開請求に適切かつ迅速に対応します。

② 個人情報の保護

市が保有する個人情報は、適正な取り扱いと厳格な保護に努めます。特に、特定個人情報については、番号利用法の規定に基づいた取り扱いを徹底します。

③ 多様な情報発信

主な情報発信の手段である広報紙・ホームページについては、常に内容の充実や構成・編集の見直しに努めます。

また、公式Facebookページや告知放送などは、リアルタイムの情報を提供するツールとして、活用・普及を推進します。

④ 告知放送の充実

市内の全世帯・全事業所への住民告知端末の設置を推進するとともに、計画的に告知放送を開始し、市民との情報共有を進めます。

⑤ 多様な広聴機会の設定

市政懇談会や出前トーク、まちづくりプランナー・モニターなど、多様な広聴機会を設けるとともに積極的な参加を呼びかけ、市民の意見聴取とニーズの把握に努めます。

(4) 関係団体との連携

自治振興区、NPO、ボランティア団体、産業団体、福祉団体、事業所など、市内の多様な団体はすべて行政運営のパートナーであると認識し、連携して協働のまちづくりを推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
出前トーク実施回数・参加人数	98回・2,541人	110回・2,600人	120回・2,800人以上	年間延べ実施回数・延べ参加人数
1人当たりの自治振興センター利用回数	3.6回	3.8回	4.0回以上	自治振興センター利用者数／総人口
まちづくり団体登録数	15団体	20団体	25団体以上	市へ登録されたまちづくり団体数(累計)
まちづくり・プランナー・モニター登録者数	75人	280人	280人以上	まちづくり・プランナー・モニターへの登録者数(累計)

2 人権尊重社会の実現

■ 施策の方向性

基本的人権は、日本国憲法において、侵すことのできない永久の権利として保障されていますが、歴史的、社会的な背景のもとで、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、特定疾病患者に対する偏見や同和問題など、今なお差別や人権に関わる問題が存在し、インターネットによる人権侵害など、新たな課題も生まれています。

こうした状況を踏まえ、講演会やセミナーなどの事業を実施し、自己啓発と人権意識の高揚を図るとともに、人権問題に適切に対応できる相談体制の充実に努め、あらゆる差別と人権侵害のない地域社会の実現に取り組みます。

(1) 人権教育・啓発推進プランに基づく施策推進

人権教育・啓発推進プラン(平成18[2006]年度策定)に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重された社会の実現に向け、関係施策を推進します。

(2) 人権尊重の意識醸成

① 知識の習得

憲法をはじめ、人権に関する国内法令や国際条約、基本的な知識の習得機会を設定し、市民の自己啓発を推進します。

② 生命や個人の尊重

生命の尊厳や他者との共存の意義、異なる個性を認め合うことなど、生きること、暮らすこと、相互理解の必要性が実感できる機会を設定し、市民の自己啓発を推進します。

③ 相談体制の充実

市民の悩みや不安に適切に対応できる体制と相談環境づくりに努めます。

(3) 関係団体との連携

人権擁護委員や法務局、県、市民団体、企業人権啓発推進連絡協議会等との連携を図り、人権問題への対応や啓発・相談事業の充実に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
人権啓発事業(講演会等)への年間市民参加率	—	70.0%	70.0%以上	参加者数/目標参加者数

3 男女共同参画社会の実現

■ 施策の方向性

国際化・情報化が進展し、家族形態や地域環境、経済構造などが変容する現代社会においては、女性をはじめ、多様な人材がその能力を発揮し、活躍することが求められていますが、依然、旧来の固定的な性別による役割分担の意識や習慣が解消されていないことは否めません。

こうした状況を踏まえ、市民の自己啓発と男女共同参画の意識醸成に努め、誰もが自覚を持って社会に参画し、個性を発揮しながら自己実現できる男女共同参画社会の形成に取り組みます。

(1) 男女共同参画プランに基づく施策推進

男女共同参画プラン(平成24[2012]年度策定)に基づき、関係施策を推進します。

(2) 男女共同参画社会の形成

① 意識の醸成と教育の推進

講演会や講座などの機会を設けて自己啓発を支援するとともに、幼少期から男女平等の意識を培う教育・学習の充実を図ります。

② 多様な分野での男女共同参画の促進

行政における審議会・委員会への女性登用をはじめ、多様な分野における女性の社会参画を促進します。

③ 自立の支援と環境づくり

男女を問わず自立できる支援と環境づくりに努めます。

④ 男女平等の社会形成

男女が対等の立場であることを誰もが理解し、DV(ドメスティックバイオレンス)の防止と対応、女性の再雇用の促進をはじめ、相互の人権が擁護・尊重される社会の実現に取り組みます。

(3) 関係団体との連携

国、県、男女共同参画財団、市民団体企業人権啓発推進連絡協議会や商工団体等との連携を図り、行政・市民が一体となった男女共同参画社会の推進体制を構築します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
男女共同参画事業(講演会等)への年間市民参加率	—	70.0%	70.0%以上	参加者数/目標参加者数
家庭生活の中で男女が平等であると感じている市民の割合	31.1% (H23)	35.0% (H28)	40.0%以上 (H33)	アンケート調査において、家庭生活の中で男女が平等と回答した市民の割合

4 定住の促進

■ 施策の方向性

本市の人口は、高度経済成長期における若年層の流出によって著しく減少し、以後、自然増減・社会増減ともに減少で推移しています。

特に生産年齢人口や年少人口の減少は、地域活力の低下に直接的な影響を及ぼすことから、定住施策を積極的に推進し、地域を担う人材を確保することが強く求められている一方で、大都市圏の若者を中心に田園回帰や地方移住の志向が高まりを見せています。

そのため、帰郷や新規転入の希望者を対象に、実現に至っていない原因を把握・整理するとともに、ニーズに応じた支援を積極的に展開します。

また、本市で暮らしている若者の転出抑制の視点を持った若者支援に取り組みます。

(1) 転入定住(帰郷・新規転入)の促進

① 情報発信と相談対応の充実

転入定住の希望者に地域情報や庄原暮らしの魅力を発信するとともに、相談から定住実現まで、きめ細やかな対応に努めます。

② 帰郷定住推進組織の活用

本市出身者で組織する「帰ろうや倶楽部」の会員に、就職、住居、地域の様子などの情報を発信するとともに、ふるさとに帰ろうと継続的に呼びかけ、帰郷意識の保持と帰郷の実現を支援します。

③ 定住者の受け入れ支援

自治振興区による定住活動への支援や定住サポートを行う人材の配置、一時的な生活体験の場の設定など、安心して転入定住できる環境づくりに努めます。

④ 住宅の確保支援

転入定住者を対象とした住宅の確保支援として、空き家の登録と活用、住宅の取得・改修の整備助成などに取り組みます。

(2) 若者の定住支援

① 就業による自立支援

市内の若者を雇用した雇用主、起業した若者および家業の跡継ぎとなった若者を支援し、本市への定住継続を促進します。

② 就職支援

市内企業への就職を希望する若者に、企業概要や求職情報、合同面接会の開催情報などを提供し、多面的な就職支援に取り組みます。

③ 住宅の確保支援

若者を対象とした住宅の確保および取得・改修支援などを検討します。

④ 結婚支援

結婚を希望する若者を対象に、実現に至っていない原因を把握・整理するとともに、ニーズに応じた支援に取り組みます。

(3) 関係団体との連携

国・県、自治振興区、市民団体、事業所をはじめ、多様な団体と連携し、転入定住の促進、若者支援に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
定住世帯数	25 世帯	150 世帯	250 世帯以上	定住促進事業を通じて本市に定住した世帯数(累計)
帰ろうや倶楽部会員帰郷者数	3 人	18 人	35 人以上	帰ろうや倶楽部会員のうち、本市へ帰郷した人数(累計)
若者定住率	57.3% (H22)	62.0%	67.0%以上	25歳～39歳人口/20年前の5歳～19歳人口
空家バンク成約件数	3 件	30 件	55 件以上	空家バンク制度を活用し住居を確保した世帯数(累計)

5 効果的・効率的な行財政運営

■ 施策の方向性

本市においては、合併特例措置の段階的縮減により普通交付税が減額となる一方で、高齢化の進行に伴う扶助費の増額、老朽化が進む公共施設への対応など、財政運営が厳しさを増すことが見込まれていることから、より一層、最小の経費で最大の効果を挙げることを基本とした効果的・効率的な行財政運営を行いつつ、市民サービスの維持・向上を図っていくことが求められています。

また、安定的かつ持続的な財政運営を行うため、市税をはじめとする自主財源の確保に努めるとともに、公平性と適正な受益者負担の視点を踏まえ、納税者全体が納得できる使用料等の見直しに取り組みます。

(1) 自治体経営の最適化

① 行政経営改革大綱に基づく施策推進

庄原市行政経営改革大綱(平成26[2014]年度策定)に基づき、より効果的かつ効率的な自治体経営に向けた施策を推進します。

② 行政評価の実施

行政資源の最適な活用を図るため、マネジメントサイクルと市民の声を踏まえた事務事業の評価を行い、事業の見直しや予算編成に活用します。

③ 時代に応じた組織機構の構築

定員マネジメントプラン(平成25[2013]年度策定)に基づき、適正な職員数への是正を図るとともに、時代に応じた簡素で効率的な組織機構への見直しを行います。

④ 持続可能な財政運営

財政計画(平成26[2014]年度策定)では、平成30(2018)年度から歳入不足が予測されることから、新たな財政運営プランを策定し、歳入の確保と歳出の削減に取り組みます。また、公債費負担適正化計画を継続して策定し、健全な財政運営に取り組みます。

⑤ 財源の確保

公平性と適正な受益者負担の視点を踏まえ、使用料、手数料などの見直しに取り組むとともに、ふるさと応援寄附金のPRに努め、歳入の確保を図ります。

⑥ 市税等の収納率向上

市民の納税意識の高揚を図るとともに、納税事務の効率化および滞納対策を強化し、収納率の向上と適正かつ厳格な債権管理に取り組みます。

⑦ 公有財産の最適管理(ファシリティマネジメント)の推進

公共施設等総合管理計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、公共施設等の適正な配置、更新、統合・廃止および長寿命化に取り組みます。

併せて、効率的な管理運営により、市民サービスの向上と管理経費の削減に努めます。

(2) 職員の意識改革と人材育成

① 人材育成の推進

人材育成基本方針(平成19[2007]年度策定)に基づき、人材育成の視点を踏まえた研修や人事管理に努め、効率的な行政運営を進めます。

② 人事評価制度の確立

人事評価制度(平成27[2015]年度導入)については、毎年次の実施状況に応じて改善・確立を図るとともに給与処遇への活用を段階的に進め、職員の意識改革や意欲喚起を促すことで、職員個々の能力や適性が最大限に発揮できる組織づくりを推進します。

(3) 関係団体との連携

国・県との連携に留意するとともに、共通課題を抱える県内外の市町等で構成する協議会へ参画し、広域的な視点を持った行財政運営を推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
市税の収納率(現年分) (市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉦産税、入湯税の合計)	97.7%	98.0%	98.0%以上	収納額/調定額
総職員数	535人 (H27)	516人	513人以下	西城市民病院の技師職を除く
実質公債費比率	18.4%	17.0%	17.0%以下	地方債の元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3ヵ年平均値
経常収支比率	94.7%	94.7%	94.7%以下	(歳入経常一般財源/歳出経常一般財源)×100
財政力指数	0.26	0.26	0.26以上	基準財政収入額を基準財政需要額で除した過去3ヵ年の平均値

第2節 “にぎわい”が実感できるまち(産業・交流)

1 農林水産業の振興

■ 施策の方向性

本市の農業は、主要産物であるコメの価格低下やT P P問題などの社会背景に加え、担い手不足や高齢化が深刻化していることから、農地の集積化と多様な担い手の確保、農産物生産への支援、高付加価値化・ブランド化を推進し、農業の持続性を確保するとともに、農家所得の向上に努めます。

林業においては、国産材の需要減少や木材価格の低迷に起因し、適切な管理が施されない森林の増加、木材生産機能の低下なども懸念されており、循環サイクルを意識した森林の整備、機能保全に努めるとともに、路網整備や境界の明確化などに取り組み、次代につながる森づくりを推進します。

水産業においては、漁業協同組合と連携し、稚魚の放流や淡水魚の特産化など、河川漁業の振興に努めます。

(1) 農業の振興

① 農業振興計画に基づく施策推進

農業振興計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、継続的かつ安定的な収入が得られる農業の再生・復活に向けた施策を推進します。

② 担い手の確保・育成

農用地の有効利用・集積に併せ、認定農業者や集落営農組織、集落法人や参入企業など、多様な担い手の確保および組織強化を進めるとともに、新規就農者の育成に取り組みます。

③ 高付加価値化・ブランド化

消費者ニーズや市場原理に対応できる良質な農畜産物の生産のみならず、自然風土や培われた技術・経験、土づくりの研究・努力など、本市の生産環境や農家の力を活かし、地域産物の高付加価値化・ブランド化および6次産業化を推進します。

④ 販売システムの確立

市内産直市の機能充実に加え、JA庄原をはじめとする関係団体と連携し、市場の確保と拡大、流通機能の強化に努め、庄原産農畜産物の販売を促進します。

また、都市でのマーケティングや販売拠点の確保、ネット販売等への展開を検討します。

⑤ 畜産業の振興

畜産物の安全・安心な供給体制の維持、飼養数の拡大に向け、関係施設の整備支援や防疫対策、後継者の確保などに取り組みます。特に、比婆牛のブランド化と生産強化を図るため、飼養環境の整備、母牛となる繁殖和牛(あづま蔓)の増頭を促進します。

⑥ 耕畜連携の推進

畜産農家と耕種農家の連携を促進し、地力増進や土づくりをはじめ、資源循環型および環境保全型の農業の確立に努めます。

⑦ 生産基盤の整備

ほ場や農道の整備、ため池・水路の改修のほか、園芸施設の整備支援、担い手への農地の集約化など、生産・経営基盤の整備を進めます。

⑧ 有害鳥獣による被害の防止

防除・捕獲(駆除)の両面から、有害鳥獣による農地・農作物等の被害防止に努めます。

⑨ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮

日本型直接支払制度(中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払)を活用し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に取り組むとともに、協定地区の広域化などを検討します。

(2) 林業の振興

① 林業振興計画に基づく施策推進

林業振興計画(平成25[2013]年度策定)に基づき、本市の美しい自然・森林景観の継承、地域活力や域内経済循環の基底となる林業施策を推進します。

② 森林機能の発揮

保育・間伐・再生林の循環型整備と病虫害防除による適正管理を促進し、公益的機能が発揮される森林づくりに努めます。

③ 生産基盤の整備

路網整備や境界明確化による施業の集約化、森林経営計画に基づく搬出間伐の支援など、森林資源の利活用と素材生産の基盤づくりを推進します。

④ 森林資源の消費拡大

建築資材をはじめとする用材利用に加え、集成材技術の向上に応じた曲がり材の活用、木質燃料としての利用などを促進し、豊富な森林資源の消費拡大を図ります。

⑤ 市民参加の里山づくり

自伐林家や市民による森林整備、木の駅プロジェクトなど、地域密着型の林業活動の定着・拡大に向けた支援に取り組みます。

⑥ 推進体制の確立

林業事業体(森林組合や素材生産業者等)との連携強化に努め、林業施策の推進体制を確立します。

(3) 内水面漁業の振興

① 遊漁施策の推進

淡水魚の放流や鳥獣害の被害防止を支援し、市民・観光客を対象とした遊漁施策を推進します。

② 淡水魚の特産化

地域特性を活かし、鮎・ヤマメなど、淡水魚の特産化を進め、資源として活用します。

(4) 関係団体との連携

J A、森林組合、漁業組合、生産組合など、関係団体との連携を強化するとともに、各種協議組織への参画を促進し、協議内容を踏まえて対象施策に取り組めます。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
新規就農者数	43人	67人	83人以上	新たに農業経営を開始した農業者数(累計)
担い手が管理する農用地割合	25.2%	40.0%	50.0%以上	認定農業者・法人等が管理する農用地面積/総農用地面積
あづま蔓頭数・飼養割合	360頭・25.8%	470頭・28.8%	600頭・33.3%以上	あづま蔓飼養頭数/和牛飼養頭数
比婆牛認証頭数	49頭	250頭	380頭以上	比婆牛の年間認証頭数
民有林における森林経営計画の割合	5.4%	11.0%	16.0%以上	森林経営計画面積/民有林面積
木の駅プロジェクト実施団体数	1団体	3団体	4団体以上	木の駅プロジェクトを実施する団体数(累計)

2 商工業の振興

■ 施策の方向性

本市の商業は、商店数および商品販売額が減少で推移しており、また、地域商店街はいずれも衰退が顕著であることから、空き店舗を活用した創業や既存店舗での自営維持を支援し、市街地のにぎわい創出と地域商業の再生に取り組むとともに、時代のニーズに応じた新たな商業支援制度を検討します。

また、鉱工業においては、独自の助成金制度や高速道路に近接するなどの優位性を前面に出し、地域の雇用拡大と経済効果の視点を踏まえた企業誘致を加速します。

(1) 商業の振興

① 市街地のにぎわい再生

各地域の街並みや店舗の魅力向上、個性的な商品の助長と活用、市民活動への支援などにより拠点区域の観光資源化を促進し、市街地における、にぎわい創出に取り組みます。

② 安定経営への支援

国制度の活用、資金融資などによって、中小企業(小規模事業者を含む)の安定経営と育成を支援します。

(2) 鉱工業の振興

① 企業誘致の推進

自然環境や高速道アクセス、安価な分譲価格、独自の助成制度、豊富な地域資源など、庄原工業団地の優位性および市内の遊休工場、遊休用地の情報を効果的に発信し、積極的な企業誘致に努めます。

② 地場産業の振興

制度・技術の情報提供や若者の就職支援などにより、地場産業の振興に取り組みます。

(3) 中小企業への支援

創業支援事業計画(平成27年[2015]年度策定)に基づき、商工団体、金融機関、その他支援機関と連携し、創業希望者への情報提供や的確な支援に努めるとともに、中小企業(小規模事業者を含む)への支援を拡充します。

(4) 雇用の確保

若者就労や雇用拡大を対象とした助成制度の活用、合同就職面接会の開催などにより、地域の人材を確保します。

(5) 関係団体との連携

商工会議所や商工会、企業、市民団体をはじめ、多様な団体と連携し、商工業の振興体制を強化・充実します。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
新規創業者数	5件	10件	20件以上	市および商工団体等の制度を活用した新規創業者数(累計)
1人当たりの年間商品販売額	909,130円 (H24)	909,130円	909,130円以上	商品販売額/総人口
商業従業者率 (雇用主含む)	6.8% (H24)	6.8%	6.8%以上	商業従業者数/総人口
庄原市営工業団地の分譲率	76.6%	100%	100%	分譲済み面積/全分譲面積
1人当たりの年間製造品出荷額	1,071,325円 (H25)	1,071,325円	1,071,325円以上	製造品出荷額/総人口
工業従業者率 (雇用主含む)	6.2% (H25)	6.2%	6.2%以上	工業従業者数/総人口

3 観光交流の推進

■ 施策の方向性

本市には、帝釈峡や備北丘陵公園など、雄大な自然を活かした数多くの観光地が所在するとともに、平成25(2013)年の中国横断自動車道尾道松江線(中国やまなみ街道)の開通および「道の駅たかの」の開業によって観光客数が増加に転じた今を好機と捉え、自然や食材、伝統、文化などの資源を磨き、市内全域を対象とした周遊観光を促進します。

また、観光プロモーションを強化して本市の魅力を発信し、体験型教育旅行や外国人旅行など、新たな観光客の誘致と観光交流による地域の持続的な発展に取り組みます。

(1) 観光振興計画に基づく施策推進

観光振興計画(平成25[2013]年度策定)に基づき、観光交流による市民生活の安定向上と地域経済の活性化の施策を推進します。

(2) 特色を生かした観光地域づくり

① 山遊びの充実

豊かな自然と歴史を生かし、山遊びフィールドやアウトドアメニューの充実、雪山への誘客などに取り組みます。

② 花と緑のまちづくりの推進

市民参加による花と緑のまちづくりを進め、「花と緑のまち・庄原」のイメージ定着と周遊観光を促進します。

③ 体験型教育旅行の誘致

自然環境や農林業、伝統・文化などの地域資源を活かした滞在・体験プログラムの商品化と民泊登録家庭の確保に努め、体験型教育旅行の誘致に取り組みます。

④ 外国人旅行者の誘致

自然や農村、雪山での体験を希望する外国人を対象とした観光メニューを提案し、外国人旅行者を誘致します。

⑤ 逸品づくり事業の推進

地域産の食材を活かした特産品の開発および販売促進に取り組み、観光消費額の向上に努めます。

(3) 情報発信と周遊観光の強化

① 観光プロモーションの強化

ターゲットに応じた情報の選定、庄原ブランドのイメージ形成、本市の認知度や集客力の向上などを踏まえた観光プロモーションに取り組みます。

② 周遊観光の促進

多様な周遊ルートの提案や2次交通アクセスの充実に努め、市内全域を対象とした周遊観光を促進します。

(4) 関係団体との連携

庄原観光いちばん協議会や庄原市観光協会を軸とした観光プロデュースの機能強化、人材育成に取り組み、観光産業の振興に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
観光消費額	42億円 (H25)	45億円	45億円以上	市内観光施設における販売額
来訪者の満足度	53.0%	60.0%	60.0%以上	観光実態調査において「大変満足」「まあまあ満足」と回答した市民の割合

4 多文化交流の促進

■ 施策の方向性

少子高齢化が進行する中、活力ある地域を維持していくためには、国籍・民族を越えた多様な人々が地域社会へ参画することが重要であり、本市に居住する外国人も増加傾向にある実態を踏まえ、相互の生活習慣や文化を認め合うことができるよう多文化交流を促進します。

また、本市は、旧庄原市が平成2年(1990)年9月に締結した経済技術友好協力協定に基づき、国際友好都市として中国四川省綿陽市と国際交流を継続し、行政・議会関係者や青少年などによる相互訪問を行っています。近年、国際情勢が影響し、安定的な交流事業に至っていない面があるものの、特に青少年交流は、国際化に対応できる人材育成・相互理解の重要性を認識する点で有意義であることから、継続実施に努めます。

(1) 各種交流の推進

① 国際交流・多文化共生の推進

国際交流協会や日中親善協会に参画する中で、広く交流機会や情報を提供することで交流活動の促進に努め、多文化共生を推進します。

② 友好都市交流の推進

国際友好都市(中国四川省綿陽市)との交流は、青少年・行政関係者の相互訪問を継続するとともに、多様な形態での市民交流を促進し、国際化社会に対応できる人材の育成に努めます。

(2) 関係団体との連携

国際交流協会や日中親善協会、市民団体、学校や企業など、多様な団体と連携し、国際化への対応と交流事業を推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
青少年海外研修事業募集人員に対する申込率	80.0%	80.0%	80.0%以上	申込み数/募集定員

第3節 “快適な暮らし”が実感できるまち(環境・基盤・交通・情報)

1 生活基盤の整備

■ 施策の方向性

本市は、中国横断自動車道尾道松江線(中国やまなみ街道)と中国縦貫自動車道の高速自動車国道2路線、国道4路線、県道45路線のほか、多数の市道・生活道で道路ネットワークを形成しています。

合併以来、国・県道の整備促進と市域内完結道路の改良に努めていますが、極めて広大な区域面積であり、幹線市道や生活密着道路においても未改良区間や交通安全施設の必要箇所は未だ多く、選択と集中を基本としつつ、計画的な道路整備に取り組みます。

情報通信基盤は、現在、市内全域を対象とした超高速情報通信網の整備および住民告知端末の設置を進めており、都市と地方の情報格差を解消するとともに、情報提供の新たな基盤を確立します。

上水道は、未普及区域への計画的な拡張と施設の適正な維持・管理、下水道については、管路による大型事業が終了したことから、合併処理浄化槽の普及と老朽施設の長寿命化および更新に取り組みます。

(1) 道路網の整備

① 高速道路網の整備促進

高速道路は地域活性化の基盤として期待も大きいことから、中国やまなみ街道においては付加車線の整備促進、地域高規格道路江府三次道路については、早期開通に向けた協力、要請活動などを展開します。

② 国県道の整備促進

広島県道路整備計画に掲載された中心市街地と各地域の拠点区域、隣接する拠点区域を有機的に結ぶ国県道(交通安全施設を含む)の整備を促進し、地域資源の活用や定住・交流環境の充実を図ります。

③ 都市計画道路の整備

市街地における円滑な自動車走行と安全な歩行の空間を確保するため、都市計画道路の整備に取り組みます。

④ 市道の整備

未改良市道の優先度を定めた道路整備基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、市道整備を推進します。また、除雪、草刈りをはじめ、道路の適正な維持・管理に努めます。

⑤ 道路構造物の維持・管理

道路構造物(橋梁、トンネル等など)の適正な維持・管理に努めるとともに、老朽化への対応として、定期点検および予防保全に取り組みます。

(2) 情報通信基盤の整備

市内全域を対象とした超高速情報通信網の整備および住民告知端末の設置を進め、都市部との情報格差の解消に努めます。

(3) 水道事業の推進

① 地域水道ビジョンに基づく施策推進

地域水道ビジョン(平成25[2013]年度策定)に基づき、安全かつ安定的な水の供給施策を推進するとともに、水道事業の運営強化に取り組みます。

② 未普及地域への拡張

給水区域内の上水道未普及地域を対象に、第7期および第8期拡張事業を推進し、公衆衛生の向上と生活環境の改善に努めます。

③ 水道施設の改良と統廃合

水の供給経費を節減するため、浄水場の設備改良(高性能ろ過膜の導入)による水質管理の強化に加え、水道施設の統合・廃止に取り組みます。

(4) 下水道施設の維持・管理

公共下水道施設および農業集落排水処理施設の長寿命化に取り組むとともに、合併処理浄化槽の整備を推進します。

(5) 地籍調査の推進

計画的な地籍調査に取り組み、土地情報の明確化に努めます。

(6) 関係団体との連携

国・県、事業者などの関係団体と連携し、生活基盤の整備に取り組みます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
市道改良率	69.2%	71.0%	72.3%以上	市道改良済延長/市道総延長
給水普及率	73.2%	74.1%	74.6%以上	給水人口/総人口
汚水処理普及率	68.2%	70.0%	71.2%以上	処理施設整備区域内人口/総人口
地籍調査実施率	17.8%	18.7%	19.4%以上	地籍調査実施面積+19条5項指定面積/調査対象面積

2 生活環境の向上

■ 施策の方向性

本市の生活交通は、多様な形態によって維持・確保されていますが、利用者の減少がサービスの低下、行政負担の増加を招く要因となっていることから、実態に応じた効率的かつ経済的な運行体制への見直しに取り組みます。

また、多様なニーズに対応した住宅の確保、市街地における賑わい創出、景観形成や公園の整備など、暮らしに満足を感じることでできる生活空間の充実に努めます。

(1) 生活交通の充実

① 生活交通ネットワーク再編計画に基づく施策推進

生活交通ネットワーク再編計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、多様な形態での生活交通施策を推進します。

② 交通弱者の移動手段の確保

児童生徒、高齢者、障害者など、自動車等を自ら運転できない市民の移動手段の確保に努めます。

③ 市民ニーズに応じた路線の確保

高速バスやJRとの接続を含め、市民の移動ニーズに対応した生活交通の路線確保に努めます。

④ JRの利用促進

JRの利用促進に努めるとともに、沿線自治体で構成する芸備線対策協議会において、利便性の向上に関する要望活動に取り組みます。

(2) 住宅施策の推進

① 住宅基本計画に基づく施策推進

住宅基本計画を策定し、市民の住環境の安定確保に向けた施策を推進します。

② 空家等対策計画に基づく施策推進

空家等対策計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、空き家の適切な管理施策を推進します。

③ 定住希望者への住宅供給

新規定住希望者の多様なニーズに対応した住宅の整備支援、賃貸住宅の供給促進に努めるとともに、空き家の有効活用に取り組みます。

④ 安心を感じる住まいづくり

バリアフリー化をはじめ、高齢者、障害者が安心して生活できる住宅の整備促進に取り組みます。

(3) 景観形成の推進

① 良好な景観の形成

景観法の趣旨を踏まえ、景観づくりの意識醸成をはじめ、美しい景観の形成・維持に取り組みます。

② 公園・緑地の整備

市民コミュニティや交流、憩いの場として活用される都市公園、広場・緑地などの整備と維持・管理に努めます。

(4) 市街地の活性化

① 都市計画マスタープランに基づく施策推進

都市計画マスタープラン(平成19[2007]年度策定)に基づき、市街地の活性化施策を推進します。

② 市街地の整備

市街地の魅力や機能の向上、快適な都市空間の創出に向け、道路・歩道・公園などの整備推進のほか、公共施設の再配置を検討します。

③ にぎわいの創出

公共施設や空き店舗、商店・民家などを活用した市民活動を支援し、市街地における賑わいの維持と創出に取り組みます。

④ 来訪者の誘導

本市への来訪者を市街地に誘導するため、地域の魅力発信、案内サイン・イルミネーションの設置、オープンガーデンなど、多様な市民活動を促進します。

(5) 関係団体との連携

国・県、商工会議所、商工会、観光協会、市民団体、事業者など、多様な関係団体と連携し、都市空間の創出と生活環境の充実に取り組みます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
交通手段がないため外出できなかつたことがよくある市民の割合	3.4% (H27)	3.0%	3.0%以下	アンケート調査において、交通手段がないため外出できなかつたことがよくあると回答した市民の割合
市営住宅における狭小住宅率	7.2%	6.1%	5.9%以下	30㎡未満の住宅数/市営住宅総数

3 生活の安全確保

■ 施策の方向性

近年、大規模な自然災害の発生が強く懸念されると同時に、発生時の迅速・適切な対応が求められていることから、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制および危機管理体制を構築するとともに、消防団員の確保・育成に取り組みます。

緊急時における市民への情報提供については、超高速情報通信網の基盤整備に併せ、市内全域への住民告知端末の設置を進めます。

犯罪は、複雑・多様化する社会背景を受けて巧妙化・広域化し、特に高齢者を狙った悪質商法や詐欺事件が増加していることから、相談体制の充実と注意喚起の強化、地域での支えあいを促進します。

交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、高齢者が関与した件数は増加しており、交通安全の意識醸成と事故を予防する交通環境の構築に取り組みます。

(1) 防災体制の充実

① 緊急情報の即時伝達

住民告知端末を活用し、緊急情報を即時に伝達することによって、市民の生命・財産の保護に努めます。

② 防災・危機管理体制の強化

地域防災計画(平成17[2005]年度策定)に基づき、総合的な防災体制と危機管理体制の強化・構築に努めます。

③ 自主防災組織への支援

自主防災組織の結成、研修会や防災訓練の実施など、地域実情に応じた自主的な防災活動を支援します。

④ 消防施設の維持・管理

常備消防施設の計画的な更新に加え、消防ポンプ積載車、小型動力ポンプなどの非常備消防施設についても、年次に応じた更新と適正な管理に努めます。

⑤ 消防団員の確保・育成

市民の理解と意欲喚起を促し、消防団員の確保に努めるとともに、基礎知識や消防技術に関する訓練・研修により、団員の育成と出動時の安全確保に取り組みます。

(2) 生活安全の体制整備

① 消費生活センターの設置

消費者の利益と安全を保護する消費生活センターを設置し、専任の相談員を配置して専門的な助言・指導を行う体制を維持します。

② 相談体制の充実

生活安全の相談体制を維持するとともに、地域や事業所など、身近な場所での啓発事業や助言・指導の機会を充実します。

③ 安心・安全な地域づくり

積極的な情報提供と啓発活動によって市民の防犯意識を高めつつ、生活安全の環境整備と犯罪防止の地域づくりを推進します。

(3) 平和貢献・平和事業の推進

平和意識の高揚に併せ、セミナーやパネル展などの啓発事業に取り組み、恒久平和の次代継承に努めます。

(4) 交通安全施策の推進

① 交通安全計画に基づく施策推進

交通安全計画(平成22[2010]年度策定)に基づき、交通安全意識の高揚と交通事故の防止に関する施策を推進します。

② 交通安全施設の整備

交通安全施設(歩道やガードレールなど)の整備促進をはじめ、事故防止に取り組みます。

(5) 関係団体との連携

国・県、地域、警察、消防、J A、市民団体、企業など、関係団体との連携を強化し、生活安全の環境確保と安心な地域づくりに努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
住民告知端末の整備率	0%	80.0%	80.0%以上	住民告知端末設置世帯・事業所数／市内全世帯・全事業所数
自主防災組織の組織率	47.8%	65.0%	80.0%以上	自主防災組織加入世帯数／総世帯数
消防団員充足率	95.7%	95.7%	95.7%以上	消防団員数／消防団員定数
火災発生率(年間)	0.2%	0.2%	0.2%以下	火災発生件数／総世帯数
犯罪発生率(年間)	0.3%	0.3%	0.3%以下	犯罪発生件数／総人口
交通事故発生率(年間)	2.2%	2.2%	2.2%以下	交通事故件数／総人口

4 環境衛生の充実

■ 施策の方向性

本市は、市域の大部分が森林と農地であり、豊かな自然と美しい里山環境を有していますが、一部では荒廃が顕在化しているとともに、山林・河川への不法投棄も後を絶たないことから、環境学習や啓発事業を推進し、自然環境を継承する意識の喚起・醸成に努めます。

また、地球温暖化による生態系や気候への影響が懸念されており、省エネルギーの意識啓発、温室効果ガスの排出抑制、さらには木材をはじめとする再生可能エネルギーの有効活用に取り組みます。

(1) 環境基本計画に基づく施策推進

環境基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、里山環境の保全および循環型社会の実現に向けた施策を推進します。

(2) 自然環境の保全

① 環境学習・意識啓発の促進

自然環境の保全意識を喚起・醸成するため、環境学習や啓発事業などに取り組みます。

② 里山の保全

豊かな自然と先人の営みによって形成された里山環境を次代に継承するため、適切な管理を促すとともに、市民・団体・事業者と連携し、里山の保全に努めます。

(3) 環境施策の推進

① 一般廃棄物処理基本計画に基づく施策推進

一般廃棄物処理基本計画(平成26[2014]年度策定)に基づき、廃棄物の処理施策を推進します。

② 一般廃棄物処理方法の最適化

一般廃棄物処理施設は、長寿命化を含む適切な維持管理に努めるとともに、経費の節減と効率的な運営の視点から、処理方法の最適化に努めます。

特に備北クリーンセンターは、供用開始から相当の年数が経過し、地域との協定期間も満了を迎えることから、東城地域と他の地域のごみ処理体系を統合し、新焼却処理施設を整備します。

③ 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

市民・事業者・行政が一体となって3Rの取り組みを推進するとともに、分別の指導・啓発を徹底し、ごみ排出量の抑制とリサイクル率の向上に努めます。

④ 不法投棄対策の強化

監視体制の充実と環境保全の意識醸成、関係団体との連携強化に取り組み、不法投棄の未然防止と適切な対応に努めます。

(4) 地球温暖化防止施策の推進

家庭や事業所における省エネルギーの意識啓発、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進します。

(5) 再生可能エネルギーの活用促進

森林資源をはじめとする再生可能エネルギーの活用を促進するとともに、多様な資源の有効活用について、調査・研究を進めます。

(6) 斎場の再編整備

斎場再編整備計画(平成26[2014]年度策定)に基づき再編整備を行います。なお、最も古い庄原市斎場は、平成30[2018]年度の完成を目標に建替えを行います。

(7) 関係団体との連携

企業・地域・学校・市民団体・警察など、多様な関係団体と連携し、環境保全・美化活動を含めた循環型社会の構築を推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
ごみ総排出量	10,361 t (H24)	9,300 t	8,785 t 以下	
リサイクル率	26.3%	28.0%	28.2%以上	リサイクル量/ごみ総排出量
温室効果ガス総排出量 (事務事業)	19,650 t-CO ₂	18,674 t-CO ₂	17,898 t-CO ₂ 以下	省エネとごみの減量によるCO ₂ 削減効果
CO ₂ 削減率 (事務事業)	—	-5.0%	-8.9%以上	
温室効果ガス総排出量 (区域施策)	326,171 t-CO ₂	295,208 t-CO ₂	269,452 t-CO ₂ 以下	人口や自動車保有台数などの変化と温暖化対策によるCO ₂ 削減効果
CO ₂ 削減率 (区域施策)	—	-9.5%	-17.4%以上	

第4節 “あんしん”が実感できるまち(保健・福祉・医療・介護)

1 子育て支援

■ 施策の方向性

子ども・子育て関連3法が制定され、支援の質と量のみならず、家庭、学校、地域、職場のほか、あらゆる場面での子育て環境の充実が求められていることから、安心して産み・育てることのできる相談体制や情報提供の確保、子どもの年齢段階に応じた支援に取り組みます。

また、保育サービスや見守り事業の拡充、子育てに関する職場の理解促進に努め、子育てと仕事の両立を支援します。

近年、児童虐待や発達障害など、支援を必要とする子どもが増加傾向にあることから、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携ネットワークを強化し、総合的な子育て支援を進めます。

(1) 計画に基づく施策推進

① 子ども・子育て支援事業計画に基づく施策推進

子ども・子育て支援事業計画(みらい子どもプラン・平成26[2014]年度策定)に基づき、子どもを産み育てる希望の実現、子どもが健やかに成長できる環境構築に向けた支援施策を推進します。

② 市立保育所再編計画に基づく保育所再編

市立保育所再編計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、保育所の適正配置に取り組み、施設の効率的な運営に努めます。

(2) 子育て家庭への支援

① 乳幼児期の豊かな育ち

豊かな自然、地域の支え、伝統・文化など、本市の特性を活かし、乳幼児期における健やかな育ちを支援します。

② 子育て支援サービスの充実

子育て支援センターにおいて、専門職による相談対応や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動を支援します。

また、ファミリーサポート事業を活用した多様な保育ニーズへの対応など、地域における子育て環境の充実に努めます。

③ 経済的負担の軽減

保護者の経済的負担を軽減するため、出産祝い金の支給や子ども医療費の助成、多子世帯の保育料軽減などに取り組みます。

④ 相談体制と情報提供の充実

出産前からの相談対応や情報提供など、子どもを産み育てる不安の解消に努めます。

(3) 子育てと仕事の両立支援

① 施設サービスの充実

市立・私立の保育所や認可外保育所での通常保育に加え、延長保育や一時保育、病児病後児保育など、多様な保育ニーズに対応できるよう、施設サービスの充実に努めます。

② 見守り事業の拡充

放課後や学校休業期間において、見守りが必要なすべての児童の安心・安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の拡充に取り組みます。

③ ワーク・ライフ・バランスの理解促進

市民・事業者を対象に、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の必要性を啓発し、理解促進に努めます。

(4) 母子保健の推進

① 母子の健康保持

母子保健の啓発や妊産婦への助言・指導、小児医療の体制確保などに努め、健康保持の環境を維持します。

② 思春期における保健施策の推進

思春期の子どもが正しい知識を習得し、適切に対応できるよう、家庭・学校・地域と連携した啓発活動や環境づくりに努めます。

(5) 支援を要する子どもへの適切な対応

① 児童虐待防止の充実

保育所や学校、地域や近隣者などの協力を得て、虐待が疑われる家庭の把握、虐待の予防と早期発見に努めるとともに、虐待事案に対しては、関係機関と連携して適切に対応します。

② ひとり親家庭への支援

保育サービスや見守り事業への配慮をはじめ、家庭の実情に応じた支援に努めます。

③ 障害児への支援

保健、医療、福祉、教育分野の連携による障害の早期発見と適切な支援、支援の継続を基本とし、障害の種類と程度に応じた支援に努めます。

(6) 安心・安全な地域づくり

① 子育て家庭を支える地域社会の形成

“子どもは地域の宝”との市民意識を醸成するとともに、地域で子どもを育て、子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

② 事故・犯罪被害の防止

事故や犯罪から子どもを守るため、防犯対策協議会や地域の防犯活動を促進・支援するとともに、安心・安全な環境づくりに努めます。

(7) 関係団体との連携

国・県、地域、市民団体など、関係団体との連携を強化し、地域における子育て支援活動の充実に努めます。また、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校が連携し、発育段階に応じた適切な指導・対応ができる体制を構築します。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
保育所入所希望者の入所率 (年度末)	100%	100%	100%	入所児童数／入所希望児童数
延長保育 (19:30まで) の実施保育所率	41.0%	58.0%	100%	実施保育所数／全保育所数
病児・病後児保育事業の実施事業所数	1所	3所	7所以上	病児・病後児保育を実施する事業所数
ファミリーサポート事業提供会員の登録率	1.6%	1.6%	1.6%以上	登録世帯数／総世帯数

2 高齢者の自立支援

■ 施策の方向性

本市は、既に高齢化率が40%を超え、今後も75歳以上の後期高齢者、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯、要介護高齢者の増加が見込まれていることから、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防や健康づくり、自助・互助・公助の原則を踏まえた保健・医療・福祉・介護の連携ネットワークの強化など、多様かつ総合的な高齢者支援に取り組みます。

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策推進

高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成26[2014]年度策定)に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自立し、生きがいをもって暮らし続けることができるよう、関係施策を推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの充実

地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、多職種連携による医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの適切な提供に努めます。

(3) 社会参加の促進

① 壮年期の健康づくり

健康づくり計画(平成24[2012]年度策定)および食育推進計画(平成25[2013]年度策定)に基づき、歯科保健事業、食生活の改善、特定健診の積極的受診、地域活動への参加など、壮年期の健康づくり施策を推進します。

② 介護予防事業の推進

高齢者自身による健康づくりを促進するとともに、身近な場所、支え合い、継続を基本とした介護予防体制の構築に取り組みます。

③ 活躍の機会創出

高齢者が培ってきた知恵や技術を活かし、健康で生きがいを感じながら活躍できる機会の創出に努めます。

(4) 自立と安心を支える地域づくり

① 互助意識の醸成

“おたがいさま”の精神を醸成し、地域での見守り活動や緊急時の助け合い活動を促進します。

② 認知症への対応

認知症に対する理解促進や予防啓発のほか、家庭・地域・専門職が連携し、症状の早期発見と適切な対応に努めます。

③ 虐待防止と権利擁護の推進

地域や近隣者などの協力を得て、虐待が疑われる家庭の把握、虐待の予防と早期発見に努めるとともに、虐待事案に対しては、関係機関と連携して適切に対応します。

また、高齢者の判断能力に応じた権利の擁護に努めます。

④ 住環境への支援

住宅改修助成制度や高齢者専用住宅を活用し、ニーズに応じた住宅の整備支援と確保に努めます。

⑤ 高齢者向けコンパクトシティへの取り組み

降雪期などにおける生活不安を解消し、市域内での安心な暮らしを確保するため、高齢者の希望に応じ、利便性の高い地区への転居や一時的な移住に対応できる環境整備に取り組みます。

(5) 介護サービスの体制確保

① 体制整備への支援

適切かつ必要な介護サービスが提供できる体制整備と基盤づくりを支援します。

② 人材の確保支援

介護職員の人材不足が顕在化する中、持続的な介護サービスの提供体制を確保するため、国・県の制度活用や支援制度の創設を含め、効果的な取り組みを検討します。

(6) 関係団体との連携

国・県、社会福祉協議会、老人クラブ、自治振興区、シルバー人材センター、市民団体など、多様な団体と連携し、高齢者の自立支援に取り組みます。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
要介護認定者率	25.2%	25.2%	25.2%以下	要介護認定者／高齢者人口
シルバー人材センターの会員登録率	2.6%	2.6%	2.6%以上	シルバー人材センター会員数／60歳以上の高齢者人口
老人クラブ会員登録率	43.9%	43.9%	43.9%以上	老人クラブ会員数／60歳以上の高齢者人口
自治会内に集いの場(サロン・デイホーム)のある割合	71.1%	73.0%	76.0%以上	集いの場のある自治会数／全自治会数
認知症サポーター養成講座延べ受講者数	6,965人	8,500人	10,000人以上	認知症サポーター養成講座を受講した延べ人数(累計)
シルバーリハビリ体操参加者率	—	40.0%	57.0%以上	延べ参加者数／高齢者人口

3 障害者の自立支援

■ 施策の方向性

本市の障害者手帳を所持する障害者数は、おおむね横ばいで推移していますが、手帳所持の有無に関わらず、加齢に伴う身体機能の低下や病後回復期における日常生活への不安、さらには“引きこもり”や“自閉症”など、障害の種類や程度も複雑化し、障害者のニーズも多様化しています。

こうした状況を踏まえ、障害者や障害者福祉に対する市民理解を促進するとともに、多様な生活課題に応じた適切な指導や助言、福祉サービスの提供に努め、住み慣れた地域での社会活動や日常生活、能力に応じた就労を支援します。

(1) 障害者福祉計画に基づく施策推進

障害者福祉計画(平成24[2012]年度策定)に基づき、障害者の社会参加と自立生活の支援施策を推進します。

(2) 市民理解の促進

① 啓発と情報提供

障害者差別解消法の普及・啓発、福祉制度の情報提供などに努め、障害に対する市民理解の促進に取り組みます。

② 支え合い活動への支援

障害者の意欲を醸成し、交流や社会参加を促進するため、ボランティア活動、関係団体の自主活動を支援します。

(3) 社会参加の促進

① 外出・移動への支援

公共交通機関が不足し、広大な市域の中に住居が点在する本市の事情を踏まえ、外出や通院を支援することで、自立と社会参加を促進します。

② 障害者の就労促進

本人・関係機関で個々の支援方針を協議し、対象者の適性や能力、希望に応じた一般就労や福祉的就労を促進します。

③ 交流活動の促進

スポーツや文化活動への参加を支援するとともに、地域における交流活動を促進し、生きがいや充実感が享受できる環境整備に取り組みます。

(4) 生活支援の充実

① 相談支援体制の強化

支援員や相談員の配置、相談支援事業所との連携などにより、相談機会の確保、多様な課題に適切に対応できる支援体制の強化に取り組みます。

② 日常生活への支援

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスおよび生活支援サービスを適切かつ適正に提供し、障害者世帯の日常生活を支え、精神的・肉体的・経済的な負担軽減を図ります。

(5) 関係団体との連携

国・県、社会福祉協議会、障害者福祉団体、自治振興区をはじめ、保健、医療、福祉、教育、産業など、多様な団体と連携し、障害者の自立と社会参加を支援します。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
就職希望障害者の就業率	52.7%	55.0%	55.0%以上	就業者数 / (有効求職者数 + 就業者 + 保留者)

4 地域福祉の向上

■ 施策の方向性

過疎化や少子高齢化の進行、生活様式の多様化や意識の変化などに伴い、地域力の減退や高齢者のみ世帯の増加、家族・地域における扶助意識の希薄化などが指摘され、また、虐待、災害発生時への対応など、新たな課題も生まれています。

行政のみでは解決困難なこれらの課題に対し、自助・共助・公助を基本とする協働のネットワークを構築するとともに、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域づくりに取り組みます。

(1) 地域福祉計画に基づく施策推進

地域福祉計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、地域で支え合い、誰もが安心して暮らせる地域づくり施策を推進します。

(2) 地域ぐるみの活動促進

① 地域福祉の意識醸成

自己啓発の機会設定や行政施策の情報発信に努め、地域福祉への関心と気運の醸成を図りながら、多様な地域活動への市民参加を促します。

② 災害発生時における避難支援

災害時避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、地域の協力者と連携し、支援を要する市民の円滑・確実な避難に備えます。

(3) 関係団体との連携

自治振興区、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの関係団体と連携し、多様な地域福祉施策を推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
福祉活動を行う団体数	40団体	40団体	40団体以上	社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録団体数
福祉ボランティア登録者率	5.1%	5.1%	5.1%以上	社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録者/人口

5 健康づくりの推進

■ 施策の方向性

社会環境の変化や価値観の多様化などに伴って生活習慣病の患者が増加し、医療費や介護保険給付費も増加傾向にあることから、疾病の予防と早期発見・早期治療を促進します。

食は生命の基本であり、健康づくりに果たす役割も大きいことから、食育に関する理解・関心を深め、健全な食生活への改善を図ることで、市民の心と体の健康維持に努めます。

近年、うつ病などの精神疾患を抱える患者が増加する中、本市における自殺率は、県内他市と比較して高い状況にあることから、対象疾患に関する正しい理解の促進と相談支援体制の充実に努め、こころの健康づくりを推進します。

(1) 計画的な施策推進

① 健康づくり計画に基づく施策推進

健康づくり計画(平成24[2012]年度策定)に基づき、健康意識の醸成や疾病予防を含む健康づくり施策を推進します。

② 食育推進計画に基づく施策推進

食育推進計画(平成25[2013]年度策定)に基づき、食の重要性を踏まえた豊かな人間性を育む施策を推進します。

(2) 食育の理解と地産地消の推進

食育の日の定着をはじめ、食育に対する市民理解の向上に努めるとともに、地産地消推進店の登録、地域における食文化の継承など、地産地消の機運醸成や活動促進に取り組みます。

(3) 歯科保健の推進

家庭、地域、保育所・学校と連携し、幼児期からの一貫した歯科保健活動に取り組むとともに、歯科衛生連絡協議会と連携し、8020運動(80歳以上で自分の歯を20本以上保つ運動)を推進します。

(4) 運動・身体活動の習慣化促進

自らの身体状況に応じた運動・体操の選択と運動・身体活動の習慣化を促し、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸を推進します。また、健康増進の情報提供に努め、市民の健康づくりを支援します。

(5) 生活習慣病の予防推進

特定健診・がん検診の受診率向上に併せ、高血圧、糖尿病、女性のがんの予防の取り組みを強化します。また、幼児期からの生活習慣の改善をはじめ、生活習慣病に対する市民の自己啓発を促します。

(6) 健康づくり活動への支援

地域団体と協働し、当該地域における特徴的な健康面での課題や要因を整理するとともに、多様な健康づくり活動を支援します。

(7) メンタルヘルスへの対応

精神疾患に関し、専門機関の協力を得て、予防・早期発見・再発防止・社会復帰の段階に応じた適切な支援・取り組みを進めます。

(8) 感染症対策の強化

① 予防接種の推進

乳幼児および高齢者を対象とした予防接種への理解を促進し、予防を基本とした健康づくりを推進します。

② 対応体制の強化

感染症が発症・発覚した場合を想定し、迅速な対応ができる体制確保と諸準備に取り組みます。

(9) 関係団体との連携

国・県、医師会・歯科医師会、栄養士会、社会福祉協議会、自治振興区など、関係団体と連携し、保健事業の推進と市民の健康づくりに努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
1人当たりの国民健康保険年間医療費	405,067円	405,067円	405,067円以下	国民健康保険年間医療費／国民健康保険年間平均被保険者数
特定健康診査の受診率	39.5%	60.0%	60.0%以上	40歳から74歳までの特定健診対象者のうち受診した割合
高齢者のインフルエンザ予防接種率	64.1%	70.0%	80.0%	高齢者予防接種人口／高齢者人口
健康寿命の延伸	男性：77.23歳 女性：83.27歳	男性：77.23歳 女性：83.27歳	男性：77.23歳以上 女性：83.27歳以上	日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間
地産地消推進店登録店舗数	52店	70店	70店以上	市に登録された地産地消推進店舗数(累計)
3歳児歯科健診受診率	83.1%	83.1%	83.1%以上	受診者数／対象者数
8020達成表彰者数	25人	150人	250人以上	満80歳で20以上の歯を保持し、庄原市歯科衛生連絡協議会から表彰された高齢者数(累計)

6 医療の充実

■ 施策の方向性

高齢化の進行や社会背景に応じて本市の医療環境も変容し、無医集落の増加や開業医の高齢化、慢性的な医師・看護師の不足など、医療分野における課題が顕著となっていることから、医療機関の維持、地域医療に携わる人材の確保・育成に取り組み、市民が安心を実感できる医療環境の維持・充実に努めます。

とりわけ、平成17(2005)年4月から休止状態が続いている産科医療の再開は喫緊の課題であり、地域で子どもを産み育てる環境を取り戻すため、粘り強く取り組みます。

(1) 医療体制の充実

① 産科医療の体制整備

庄原赤十字病院での産科医療体制を確保するため、当該病院および関係機関と連携し、医師の派遣要望などに取り組みとともに、関連機器の導入を支援します。

② 高度医療の充実

総合病院における高度医療・専門医療の充実を図るため、医療システムの整備、各種機器の導入などを支援します。

③ 救急医療体制の維持

休日診療センターおよび在宅当番医による初期救急医療、庄原赤十字病院・西城市民病院での重症救急医療、庄原赤十字病院での小児救急医療の対応体制の維持に取り組みます。

④ 地域医療の確保

地域診療所の維持に努めるとともに、診療環境の充実に取り組みます。

⑤ 医師・看護師の確保

医療ニーズに対応できる医師・看護師を確保するため、独自の奨学金制度を継続するとともに、医療機関や養成機関との情報交換、関係先への要望に努めます。

⑥ 西城市民病院の機能強化

持続的かつ安定的な運営に留意しつつ、地域の包括ケア拠点施設として、医療・介護の提供機能および健診機能の強化に努めます。

(2) 関係団体との連携

国・県、庄原赤十字病院、医師会をはじめ、関係団体との連携を維持・強化し、医療体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・介護の総合的なサービスの提供に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状(H26)	中間目標(H32)	目標(H36)	備考
医師1人当たりの人口	500人 (H24)	500人	500人以下	総人口/医師数(歯科医を除く)
卒業初年度における医療従事者育成奨学生市の市内医療機関就職率	90.9%	100%	100%	市内医療機関就職者数/当該年度における資格取得者数

7 社会保障制度の適正運営

■ 施策の方向性

社会保障制度は、誰もが安心を享受し、生活を維持するための礎であることから、安定的かつ持続的な運営が求められます。

生活保護・生活困窮者支援においては、世帯の実情に応じた適切な助言・指導と適正な実施を基本とし、対象者の生活環境や健康状態、生活歴や家族関係などに留意しながら、総合的な視点を持って自立助長に努めます。

国民健康保険制度では、被保険者の年齢構成や疾病構造の変化、医療の高度化などに起因し、給付費が増加していることから、健康づくりの推進と適正な給付に努めます。

介護保険制度においても、高齢化の進行や介護認定者の増加に伴って給付費が増大しており、介護予防を重視した事業への転換を図るとともに、適正な給付に努めます。

年金制度では、若年層を中心に未加入者や未納者が増加していることから、無年金者・低年金者の発生を防止するため、制度の周知と加入・納付の促進に努めます。

(1) 公的扶助による自立支援

① 生活保護の適正実施

法律の規定に基づき、生活に困窮する市民に必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援します。

② 生活困窮者への支援

法律の規定に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者の相談に応じ、就労、住宅の確保を含めた多面的な支援を行います。

(2) 国民健康保険制度の健全化

① 制度の持続的運営

保険税の適正賦課と収納率の向上に努めるとともに、制度改革の動向を注視しつつ、制度の安定的かつ持続的な運営を確保します。

② 保険給付の適正化

診療報酬明細書の点検強化や後発医薬品の普及促進などにより、適正な保険給付に努めます。

(3) 介護保険制度の健全化

① 制度の持続的運営

保険料の適正賦課と収納率の向上に努めるとともに、介護予防事業を推進し、制度の安定的かつ持続的な運営を確保します。

② 介護給付の適正化

給付費通知書の送付、ケアプランの適切な作成と点検強化などにより、適正な介護給付に努めます。

(4) 国民年金制度の理解促進

制度への加入と年金納付を促進し、市民の適正な年金受給権を確保するため、広報紙やホームページでの制度周知、相談機会の設定などに取り組みます。

(5) 関係団体との連携

国・県、社会福祉協議会、民生委員児童委員、医療機関、年金機構など、関係団体と連携し、社会保障制度の理解促進と適切な運用に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
国民健康保険税の収納率(現年分)	96.3%	96.3%	96.3%以上	収納額／調定額
介護保険料の収納率(現年分)	99.5%	99.5%	99.5%以上	収納額／調定額

第5節 “学びと誇り”が実感できるまち(教育・文化)

1 学校教育の充実

■ 施策の方向性

グローバル化や少子高齢化が進行し、急激に変化する社会の中にあつて、「ふるさとで学んだことに誇りをもち、活躍できる人材」「主体的に学び続け、協働しながら新しい価値を創造できる人材」の育成が学校教育に求められていることから、児童生徒が、基礎基本の知識・技能を確実に習得するとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、的確に問題を解決できる資質・能力を育成します。

また、人口が減少する中であつて、児童生徒が、将来、地域の新たな担い手となつて活躍することが強く求められており、地域特性を活かした魅力ある学校づくりに取り組み、家族や地域とのつながりを深め、地域や社会の期待に応えることのできる人材の育成に努めます。

(1) 教育振興基本計画に基づく施策推進

教育振興基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、学校教育における児童生徒の育成施策を推進します。

(2) 確かな学力の定着・向上

① 主体的に学び考える教育の推進

教職員の指導力・授業力を高め、個に即した指導の充実と学習習慣の確立を図るとともに、児童生徒が主体的に学び、思考力・判断力・表現力の育成を図る授業づくりを推進します。

② ことばの教育の推進

単元を貫く言語活動を重視した授業改善を進めるなど、児童生徒のコミュニケーション能力、表現力の育成、言語活動の充実に努めます。

③ 読書活動の推進

図書担当と学校司書が連携し、学校図書館の活用を進めるとともに、ビブリオバトルやブックトークなどにより、読書好きの児童生徒を育み、自主的な読書活動を促進します。

④ 外国語教育(活動)の推進

中学校区で一貫した授業研究などに取り組み、外国語に対する児童生徒の学習意欲の向上、活用する力の育成に努め、使える外国語の習得を推進します。

(3) 豊かな人間性の育成

① 道徳教育の充実

児童生徒の郷土愛を育むとともに、志をもち、自らを律する道徳教育の充実に努めます。また、社会に貢献する責任感、他者への思いやりや人間関係を築く力の育成に取り組みます。

② 生徒指導の充実

いじめ問題などを未然に防止するため、児童生徒の指導・支援の充実に図るとともに、組織的な生徒指導・教育相談体制の確立に取り組みます。

③ 体験活動の充実

児童生徒の人間性・社会性を育むため、事前・事後の指導の充実を図りながら、発達段階に応じた体験活動を推進します。

④ 芸術教育の充実

合唱コンクールをはじめ、表現、創作、鑑賞する教育活動に取り組むとともに、わが国や郷土の伝統・文化にふれ、児童生徒の感性を高め豊かな情操を養う芸術教育を推進します。

(4) 健康・体力の保持・増進

① 心身の健康保持増進

家庭と連携し、児童生徒のアウトメディア及び歯予防などに取り組み、健康で活力ある生活習慣の確立を図ります。

② 安全教育の推進

登下校時や災害発生の際、児童生徒が習得した知識に基づいて危険を予測・回避し、的確に判断・行動できる総合的な安全教育を推進します。

③ 学校における食育の推進

学校給食や弁当の日を活用し、児童生徒の食への関心を高めるとともに、健全な食生活、望ましい食習慣を身につける力を育成します。

④ 体力づくりの充実

児童生徒の体力・運動能力の課題に応じた、体育科の授業および組織的な体育的活動を推進するとともに、縄跳びやサーキット運動などを通して、継続的な体力づくりに取り組みます。

(5) 今日的課題への対応

① グローバル化への対応

これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の向上、自国および他国文化の理解促進をはじめ、グローバル化に対応した教育の充実に努めます。

② 情報化への対応

情報モラル教育の充実に努めるとともに、児童生徒の情報活用能力の向上を図るため、ICT機器を効果的に活用した教育を推進します。

③ 社会的自立に向けた教育の推進

幼稚園・保育所から小学校、中学校に至る系統的なキャリア教育を充実し、児童生徒が将来の生き方を自ら考える教育を推進します。

④ 特別支援教育の充実

障害を有する児童生徒への指導体制を確立するなど、個に即した組織的な指導・支援の充実に努めます。また、進路を見通した教育相談を推進します。

⑤ 幼保小中連携の推進

幼児児童生徒の交流および教職員の研修の充実、学びの連続性を重視した教育活動に努め、学びに向かう力を育みます。

(6) 教職員の資質向上

① 授業力の向上

児童生徒の状況に応じて適切に指導する力、授業を改善する力量を高める研修を充実し、教職員の授業力向上に努めます。

② 人材の育成

若年層教職員の育成および指導力向上のため、支援体制の充実を図るとともに、ベテラン層教職員の役割を明確にし、主任等を中心とした組織的な学校運営を推進します。

③ 服務管理の徹底

不祥事根絶のための行動計画に基づき、不祥事防止の研修を計画的に実施するなど、教職員の服務管理の徹底を図ります。

(7) 学校教育環境の充実

① 学校施設・設備の充実

学校施設の老朽化対策・長寿命化を計画的に進めるとともに、普通教室への冷房設備やICT機器の整備など、教育環境の充実・向上に取り組みます。

② 遠距離通学への支援

遠距離通学の児童生徒を対象に、交通手段の確保や公共交通の通学費助成などに取り組み、通学を支援します。

③ 学校給食の充実

学校給食調理場の再編・整備、地元産食材の積極的な使用など、学校給食を安全かつ効率的に提供するよう努めます。

④ 学校運営支援組織の充実

学校運営の改善を図る地域住民などからなる学校評議員、学校関係者評価委員の意見や評価を効果的に活用するなど、学校組織マネジメントの充実を図ります。

⑤ 就学への支援

就学援助費支給制度による児童生徒の就学支援のほか、幼稚園就園奨励事業や奨学金貸付制度により、幼稚園児や高校生、大学生などの就園・就学に伴う経済的な支援を行います。

⑥ 学校の適正規模・配置の検討

児童生徒数の減少による小規模校の課題に対応するため、学校再編に関する基本方針や基準など、学校の適正な規模・配置について検討を進めます。

また、廃校により不要となった学校備品の有効活用に取り組みます。

(8) 関係団体との連携

国・県、保育所、幼稚園、県立学校、地域など、関係機関と連携し、幼児教育から高等教育までの展望を踏まえた学校教育を推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
全国学力・学習状況調査	小学校 国語 A +2.4 中学校 国語 A +3.9 小学校 国語 B +4.0 中学校 国語 B +4.0 小学校 算数 A +4.2 中学校 数学 A +3.8 小学校 算数 B +0.2 中学校 数学 B +4.4	各教科 +3 ポイント以上	各教科 +5 ポイント以上	教科毎に全国平均正答率を上回ったポイント
児童生徒の体力・運動能力が全国平均以上の種目の割合	小学校 男子 72.9% 小学校 女子 81.3% 中学校 男子 25.0% 中学校 女子 70.8%	小学校 男子 75% 小学校 女子 85% 中学校 男子 50% 中学校 女子 75%	小学校 男子 75%以上 小学校 女子 85%以上 中学校 男子 75%以上 中学校 女子 75%以上	小学校 96 種目、中学校 54 種目の内、市内の児童生徒の体力、運動能力が全国平均以上の種目の割合
英語検定 3 級以上の取得率	18.7%	30.0%	50.0%以上	全中学 3 年生の内、英語検定 3 級以上を取得した生徒の割合(卒業時)
1 週間の内、家庭での読書時間が 2 時間以上と答えた児童生徒の割合	小学校:24.7% 中学校:15.9%	小学校:50.0% 中学校:30.0%	小学校:60.0%以上 中学校:40.0%以上	広島県「基礎・基本」定着状況調査

2 生涯学習・社会教育の充実

■ 施策の方向性

近年、生活様式の変化とともに、ワークライフバランスを重視する考え方が拡大し、自己実現や生きがいづくりなどのニーズが多様化・高度化してきています。そのため、各地域の自治振興センターを拠点に、文化・スポーツ活動をはじめ、一般教養、生活課題への対応、家庭教育、世代間交流など、年代や性別を問わないさまざまな生涯学習事業を推進するとともに、習得した知識や技術などの成果を地域活動や人材育成に還元できるシステムの構築に取り組みます。

(1) 教育振興基本計画に基づく施策推進

教育振興基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、生涯学習、社会教育の関係施策を推進します。

(2) 学習機会の提供

① 各種講座等の充実

市民・地域のニーズを踏まえた公開講座の開催や生涯学習地域事業などに取り組むとともに、成人式を挙行し、社会人としての責任・自覚を促し、ふるさとを愛する心の醸成に努めます。

② 人権教育の推進

人権尊重の意識を高め、相互に尊重し、誰もが生き生きと生活できる地域社会を実現するため、人権学習会や講演会の開催、啓発資料の提供などに努め、人権教育を推進します。

③ 放課後子供教室の充実

地域の協力・参画を得て、放課後や学校の長期休業中における児童の体験・交流活動や学習活動の機会を提供します。

④ 地域課題への対応

市民活動を促進するとともに、地域課題への解決力を醸成するため、年齢層や課題の内容に応じた多様な学習機会を提供します。

(3) 学習活動の支援

① 自治振興区における生涯学習の推進

自治振興区に生涯学習事業を委託し、自治振興活動との一体的な推進を図るとともに、地域リーダーに研修会への参加を促し、人材育成に努めます。

② 関係団体の育成・支援

地域女性団体連絡協議会、PTA連合会、子ども会連合会など、社会教育団体の活動支援と育成に努めます。

③ 情報の収集と発信

生涯学習に関する優良事例や講師の情報を収集・整理し、自治振興区などに提供します。

(4) 読書環境の充実

① 子どもの読書活動推進計画に基づく施策推進

子どもの読書活動推進計画(平成 24[2012]年度策定)に基づき、読書環境の整備施策を推進します。

② 読書機会の提供

児童生徒の自主的な読書を促すため、読み聞かせグループや子育て支援団体と連携し、学校、家庭、地域、図書館など、身近な場所での読書機会の提供に努めます。

③ 図書館機能の充実

多様な資料や情報を収集、整理、保存、発信し、市民の主体的な学習を支援するとともに、図書館サービスの充実に努めます。

(5) 関係団体との連携

国・県や自治振興区、NPO、社会教育関係団体、県立広島大学など、多様な団体と連携し、社会教育活動の活性化と生涯学習の充実に努めます。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
生涯学習事業への年間市民参加率	12.3%	13.5%	15.0%以上	参加人数／総人口
生涯学習委託事業で社会の要請に基づく事業の実施回数の割合	33.0%	35.0%	40.0%以上	社会の要請に基づく事業／生涯学習事業全体
1人あたりの年間資料貸出冊数	2.2冊	3.5冊	5.0冊以上	資料貸出冊数／総人口
図書館の利用者登録率	25.9%	33.0%	40.0%以上	登録者／総人口

3 芸術・文化の推進

■ 施策の方向性

芸術・文化活動は、創造性や感性を育み、自己実現の喜びや心にゆとりや安らぎ、活力を与え、人生を豊かにする取り組みであることから、市民の文化意識高揚を図るとともに、関係団体を育成・支援し、芸術・文化活動を推進します。

有形・無形の文化財は、市民の歴史的な共有財産であり、適切な保護・保存、後継者の育成を図るため、公開展示や保存活動を支援するとともに、地域資源としての価値を磨き、有効活用に努めます。

近年、博物館・資料館への来館者が減少傾向にあることから、市外からの来訪者のみならず、市民が郷土の歴史・文化を学習する場としての活用・活動に取り組みます。

(1) 教育振興基本計画に基づく施策推進

教育振興基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、芸術・文化の振興施策を推進します。

(2) 芸術・文化活動の推進

① 芸術・文化意識の高揚

市美術展覧会や市役所ロビーコンサート、けんみん文化祭など、身近な場所で優れた芸術・文化に触れる機会を提供し、市民意識の高揚を図ります。

② 地域文化の振興

芸術・文化活動の中心的な役割を担っている文化協会をはじめ、市民の多様な文化活動を支援し、歴史ある伝統文化、地域文化の振興に努めます。

③ 文化施設の活用促進

文化施設は、市民が芸術・文化に接する場であり、ニーズに応じた効果的な活用と利用促進、適切な管理運営に努めます。

(3) 文化財の保存・活用

① 文化財の保護・管理

天然記念物や史跡の環境整備、建造物の防災設備の点検など、文化財の適切な保護・管理に努めるとともに、価値が認められる史跡については、国指定の検討・調整を進めます。

② 文化財の活用推進

案内標識や解説板の設置、周辺環境整備、ボランティアガイドの養成や文化財資料の作成などに努め、文化財を活用した交流人口の拡大、地域の活性化に取り組みます。

③ 文化財の継承・啓発

民俗芸能の保存・継承活動を支援するとともに、市民が伝統芸能に接する機会の充実に努めます。また、地域の自然や歴史、文化を財産として保存・活用するための啓発活動に取り組みます。

④ 埋蔵文化財への対応

開発行為により判明した埋蔵文化財は、適切に調査、記録、資料整理および公開し、後世への歴史継承に取り組みます。

(4) 博物館・資料館の活用

① 博物館・資料館の新たな在り方基本計画に基づく施策推進

博物館・資料館の新たな在り方基本計画(平成 27[2015]年度策定)に基づき、博物館・資料館の有効活用・機能向上に関する施策を推進します。

② 施設機能の充実

本市の自然、歴史、文化に関する多様な資料の収集・展示・研究施設として、機能の充実と適切な管理・運営に努め、市民の郷土愛を育み、生涯学習および文化振興を推進します。

③ 多様な事業の展開

収蔵資料の整理、情報発信、活用のほか、博物館と学校が連携・協力して取り組む教育活動や地域への学習機会の提供など、多様な事業の展開に努めます。

(5) 関係団体との連携

国・県、自治振興区、文化協会など、関係団体との連携を強化し、地域文化の振興に取り組みます。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
博物館・資料館への入館者数	—	55,000 人	110,000 人以上	博物館資料館への入館者数(累計)
文化協会加盟団体等の主催事業への年間市民参加率	9.4%	10.5%	12.0%以上	参加者数/総人口
庄原市民会館および東城文化ホールの利用率	74.9%	77.5%	80.0%以上	年間利用者数/総人口
ボランティアガイドの登録者数	35 人	50 人	70 人以上	文化財等の知識・経験を有するボランティアガイドの登録者数(累計)

4 スポーツの推進

■ 施策の方向性

スポーツは、健康維持、体力増進、運動能力の向上など、心身の健全な発達に寄与し、豊かで活力に満ちた社会の形成につながることから、現在、多くの市民が個々の志向に応じたスポーツライフを楽しんでいます。

一方、生活様式や価値観の多様化、利便性が向上する中で、運動不足や食生活の乱れに起因する生活習慣病が増加傾向にあることから、「市民ひとり1スポーツ」を掲げ、気軽にスポーツができる環境を整備するとともに、家庭や学校、地域での活動を促進し、健康づくりを推進します。

また、近年、児童生徒の体力低下が懸念されており、スポーツ活動を奨励し、心身の健全育成に努めます。

(1) 基本計画に基づく施策推進

教育振興基本計画(平成27[2015]年度策定)およびスポーツ振興基本計画(平成24[2012]年度改定)に基づき、スポーツの普及・振興施策を推進します。

(2) スポーツ活動の推進

① 地域スポーツの推進

スポーツ推進委員と連携し、気軽に取り組めるニュースポーツ・軽スポーツの普及に努め、地域におけるスポーツ活動を推進します。また、健康づくりを目的としたスポーツの習慣化に取り組めます。

② 関係団体の育成・支援

体育協会、スポーツ少年団など、関係団体の活動を支援するとともに当該団体と連携し、スポーツ活動の充実、環境づくりに努めます。

③ 総合型地域スポーツクラブの展開

総合型地域スポーツクラブを各地域に設立し、自主的・継続的なスポーツ活動の促進、全域でのスポーツ振興を図ります。

④ 競技力の向上・ジュニアスポーツの推進

児童生徒や青少年の競技力向上やジュニアスポーツの活動を支援することにより、トップアスリートの育成に努めます。

⑤ 障害者スポーツへの支援

障害のある人も安心してスポーツを楽しむことができる環境を整備するとともに、指導者や支援員の育成に努めます。

(3) スポーツ環境の充実

① 社会体育施設の利用促進

体育館やグラウンド、プールなど、スポーツ施設の適切な維持・管理に努めるとともに、サービスの向上と利用促進に取り組みます。

② 学校体育施設の活用

地域のスポーツ拠点である学校体育施設について、利用しやすい環境づくりに努め、市民の活用を促進します。

③ 家庭・地域・学校のネットワークづくり

家庭・地域・学校が連携し、児童生徒のスポーツ活動を支援する体制の構築に取り組みます。

(4) 関係団体との連携

国・県をはじめ、自治振興区、市民スポーツクラブ、体育協会やスポーツ少年団など、関係団体との連携を強化し、スポーツ活動の活性化とその環境づくりを推進します。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
小学生のスポーツ少年団参加率	34.7%	42.0%	50.0%以上	スポーツ少年団参加数/小学校在校生数
スポーツ教室への参加率	6.8%	8.0%	10.0%以上	スポーツ教室参加数/総人口
1人あたりの年間体育施設利用回数	6.6回	6.8回	7.0回以上	各体育施設利用者数/総人口
総合型地域スポーツクラブ設立数	1件	5件	7件以上	地域住民が主体的に運営するスポーツクラブ設立数(累計)

5 家庭・地域の教育力の向上

■ 施策の方向性

家庭は、子どもが健やかに成長するための基盤であり、教育の出発点です。また、自制心や自立心、思いやりや善悪の判断、社会的マナーなどの基礎を育む大切な役割を担っています。

近年、少子化や核家族化の進行とともに、生活スタイルや価値観の多様化、近隣者との関わり方など、子どもを育て、子どもが育つ環境が変容しており、家庭の意義や役割、教育力が改めて問われています。

こうした環境の変化によって、家庭と地域で子どもを育てるという意識や社会的な支えが失われ、不安や孤立感を抱えた家庭、子育ての自信を喪失した親がそれぞれの責任の中で育てる状況となっていることから、親や家庭のみならず、地域や学校、関係者など、子どもを取り巻くすべての市民に子どもと向き合い、子どもに寄り添い、一緒に子どもを育てるという意識を醸成し、家庭・地域の教育力の向上に取り組みます。

(1) 教育振興基本計画に基づく施策推進

教育振興基本計画(平成27[2015]年度策定)に基づき、家庭・地域の教育力向上の施策を推進します。

(2) 教育風土の醸成

① 地域社会に貢献できる人材の育成

総合的な学習、職場体験学習など、地域・産業界と連携した教育活動を充実し、地域や社会に貢献、また期待に応えることのできる人材の育成を推進します。

② 地域理解を深める教育活動の推進

学校公開、教育フォーラム、地域とともに行う教育活動など、学校や地域での取り組みを発信する機会を設定し、本市の教育に関する地域理解の促進に努めます。

③ しょうばら教育の日の創設

すべての市民で次代を担う子どもを育成する意識を高めるとともに、教育推進の機運を醸成するため、しょうばら教育の日を創設します。

(3) 家庭・地域と取り組む教育活動

① 家庭の教育力の向上

講座や研修会などを開催し、家庭教育に関する自己啓発を促すとともに、家庭の教育力の向上に取り組みます。

② 地域の教育力の向上

家庭、地域、学校の連携を深め、自治振興センターを拠点とした地域の教育力の向上に取り組みます。

(4) 関係団体との連携

PTA 連合会や自治振興区をはじめ、関係団体と連携し、家庭・地域の教育力の向上に取り組みます。

■ 目標指標

指標項目	現状 (H26)	中間目標 (H32)	目標 (H36)	備考
地域の教育力向上をめざした事業に取り組んだ自治振興区の割合	50.0%	60.0%	70.0%以上	家庭教育支援及び世代間交流事業に年間2回以上取り組んだ自治振興区